

習志野市教育委員会会議録

(令和6年第8回定例会)

1 期 日	令和6年8月27日(火)		
	市庁舎3階大会議室		
	開会時刻	午後1時30分	
	閉会時刻	午後2時35分	
2 出席委員	教 育 長	小 熊	隆
	委 員	赤 澤	智津子
	委 員	高 橋	浩 之
	委 員	馬 場	祐 美
3 出席職員	学校教育部長	島 本	博 幸
	生涯学習部長	府 馬	一 雄
	学校教育部参事	佐々木	博 文
	学校教育部次長	野 村	健 一
	生涯学習部次長	芹 澤	佐知子
	学校教育部副参事	相 澤	慶 一
	学校教育部・生涯学習部副技監	塩 川	潔
	教育総務課長	早 川	誠 貴
	学務課長	寺 嶋	耕 一
	保健体育安全課長(青少年センター所長)	荻 原	洋
	指導課長	利根川	賢
	総合教育センター所長	江 住	敏 也
	学校給食センター所長	石 垣	延 幸
	社会教育課長	越 川	智 子
	生涯スポーツ課長	忍	貴 弘
	中央公民館長	伊 東	尚 志
	菊田公民館長	竹 口	正 樹
	中央図書館長	岡 野	重 吾
	学校教育部主幹	伊 坂	尚 子
	学校教育部主幹	藤 代	薫
	学校教育部主幹(習志野高等学校事務長)	小久保	範 彰
	学校教育部主幹	奥 山	昭 子
	学校教育部主幹	志 摩	豊
	学校教育部主幹	新 井	理 香
	学校教育部主幹	松 田	裕 美
	生涯学習部主幹	小 平	扶美子
	生涯学習部主幹	勇	依 子
	保健体育安全課主任指導主事	黒 田	みのり

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 臨時代理の報告について(工事請負契約の変更について)
- (2) 臨時代理の報告について(令和6年度教育費予算案(3号・4号補正)について)
- (3) 令和6年度教育費予算案(9月補正)について
- (4) JR津田沼駅南口地区再開発事業に伴い建設される高層マンションの小学校の学区に関する今後の進め方について
- (5) 実籾小学校の小規模特認校の認定について
- (6) 令和7年度習志野市立習志野高等学校入学者選抜におけるインターネット出願について
- (7) 生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について

第3 議決事項

議案第25号 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

議案第26号 令和7年度習志野市立幼稚園園児募集要項について

議案第27号 習志野市文化財審議会委員の委嘱について

第4 協議事項

協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

「報告事項(5) 実籾小学校の小規模特認校の認定について」の保留答弁

5 会議内容

小熊教育長

令和6年習志野市教育委員会第8回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が1名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、報告事項(1)ないし(3)並びに議案第27号を非公開とし、報告事項(1)ないし(3)の非公開部分の会議録については、議案が市長から市議会へ提出された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

令和6年第7回定例会及び令和6年第1回臨時会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(4) JR津田沼駅南口地区再開発事業に伴い建設される高層マンションの小学校の学区に関する今後の進め方について
(教育総務課・学務課)

早川教育総務課長

報告事項(4)「JR津田沼駅南口地区再開発事業に伴い建設される高層マンションの小学校の学区に関する今後の進め方について」、説明する。

スライド番号1を御覧いただきたい。概要について説明する。スライドの左上は、現在の状況と再開発後である。現在は、JR津田沼駅から直結でペDESTリアンデッキがあり、その先に津田沼緑地、さらに奥には商業施設や文化ホールがある。次に再開発後は、駅前広場を拡張した上で、屋上広場、文化ホール、商業施設等の複合施設の建設が計画されている。また、住宅も併設される予定である。スライドの左下は、JR津田沼駅南口から見たイメージスケッチである。これはあくまでイメージであり、今後変更になる可能性もあるが52階建ての高層マンションの建設が計画されている。スライドの右上は、再開発の4つの方針である。駅前であることから、より賑やかで、都市機能を充実させる方針となっている。スライドの右下は、全体的なスケジュールである。様々な都市開発に伴う手続きが必要となる。今年10月に都市計画決定を行い、令和7年度に事業認可を受けた後、令和8年度から解体工事、令和10年度から新築工事に着工し、令和13年度に施設建物の竣工を迎え、令和14年度に事業完了という工事期間6年にわたるスケジュールが想定されている。

スライド番号2を御覧いただきたい。JR津田沼駅南口地区の現在の小学校の学区を示したものである。赤枠の部分が谷津小学校の学区である。黄色い箇所は3つ合わせて1,342戸の高層マンションがあるが、谷津小学校での受け入れが難しいことから、谷津南小学校にバス通学していただいている。こちらは平成26年2月25日から、規則改正をして適用している。駅前に建築された759戸の津田沼ザ・タワーも同様に、谷津小学校の受け入れが難しいことから、平成26年2月6日より向山小学校区に指定している。また101戸のバウス津田沼も令和元年11月22日から向山小学校区に指定している。JR津田沼駅南口地区再開発により、1,100戸程度の高層マンションが建築されることから、今後、学区を決定していかなければならない。地図の右側に、現在の学級数と児童数を記載している。谷津小学校については、46学級、1,298人、向山小学校については14学級、327人、谷津南小学校については、32学級928人となっている。

スライド番号3を御覧いただきたい。今後の進め方についてである。高層マンションの想定としては、スライド番号2で説明したとおり、1,100戸程度を想定しており、このうち、ファミリー向けが960戸、単身者向けが140戸を見込んでいる。これらを踏まえたスケジュールを記載している。8月23日に行われた、通学区域審議会に同内容を報告させていただいている。この高層マンションの児童数を把握する必要があることから、10月から12月にかけて児童数及び学級数の推計を行っていく予定である。学区の検討にあたり、この期間をかけて、推計値や地域性などを整理し、12月に行われる教育委員会会議において、通学区域審議会に諮問することを決定いただくことを想定している。その後、1月の開催を想定している、通学区域審議会に諮問し、御審議いただいた上で、最終的には答申をいただき、その後、教育委員会会議で決定をするという流れを考えている。学区決定の時期については、今後の通学区域審議会での審議の進捗度合いに応じて答申を受け決定していきたいと考えているため、現在は時期を明示していない。今回は、現状の認識共有と、今後の進め方を報告させていただいた。今後教育委員会としてしっかり進めていきたいと考えている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

報告事項(5) 実籾小学校の小規模特認校の認定について

(学務課)

寺嶋学務課長

報告事項(5)「実籾小学校の小規模特認校の認定について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。小規模特認校とは、児童数が減少し、普通学級数が11学級以下の小学校について、学校規模の適正化を図るため、市内全域から選択できる学校にする制度である。小規模特認校の現状としては、現在、秋津小学校、袖ヶ浦西小学校、袖ヶ浦東小学校、香澄小学校の4校を認定している。実籾小学校については、普通学級数が11学級であり、今後3年間の普通学級数の推移を見ても、香澄小学校と同規模となっている。

資料2ページ目を御覧いただきたい。実籾小学校の普通学級数が11学級以下となったこと、また普通学級数が減少していることに対応するため、令和7年4月より実籾小学校を小規模特認校として認定する。小規模特認校を利用した場合の指定中学校については、現状の「住民基本情報に基づく中学校」から「住民基本情報に基づく中学校又は第二中学校か第四中学校」に変更する。今後、広報習志野や市ホームページにおいて周知する予定である。なお、学校には本日開催された校長会議において伝達をした。また、令和7年度新入生の保護者には就学時健康診断の通知にて周知する予定である。

資料3ページ目を御覧いただきたい。小学校の通学区域の地図である。実籾小学校の隣接する学区からの編入等も考えられる、と概要を説明

馬場委員

実籾小学校の横にマンションが建設されたが、その入居者を考慮しても小規模特認校となるのか、と質問

寺嶋学務課長

こちらのマンションはすでに入居が始まっており、居住している児童も通学しているが、現状の児童数は資料1ページ目に記載されている状況となっている、と回答

小熊教育長

小学校の通学区域の地図の中にある、赤枠の実籾小学校と、黄枠の屋敷小学校が重なっている部分について、補足して説明していただきたい、と質問

寺嶋学務課長

学区が重なっている場所は、他の学校を選択できるようになっている。実籾小学校の学区の一部と屋敷小学校の学区の一部は、どちらの学校も選択できる学区となっている、と回答

小熊教育長

この学区の正式な名称について説明していただきたい、と質問

寺嶋学務課長

確認し、後程お答えする、と回答

小熊教育長

市内の小規模特認校で、通常の通学区域以外から通学している児童数を教えていただきたい、と質問

寺嶋学務課長

他の学区から選択している児童数は、袖ヶ浦西小学校が30人、袖ヶ浦東小学校が10人、秋津小学校が12人、香澄小学校が4人という状況である、と回答

小熊教育長

小規模特認校とした場合、10人前後が転入し、在籍する可能性があるということだが、小規模特認校に認定するということは、児童数を確保して教育活動を充実させていくことが狙いである。これに関し実籾小学校の教育活動の特色について補足して説明していただきたい、と質問

利根川指導課長

実籾小学校は理科教育に長く取り組んでおり、そちらを中心に学校で研究を進めている。また、実籾小学校の校長先生は、小さいというスケールメリットを生かした学校運営を行っていきたいという考えを持っており、小さいということをネガティブに捉えるのではなく、小さいからこそ丁寧な教育を進めていくと伺っている、と回答

小熊教育長

先程保留となっていた質疑について回答は可能か、と質問

寺嶋学務課長

通学区域の重なっている場所の正式名称は、「調整区域」である、と回答

小熊教育長

調整区域から実籾小学校に通学している児童数を教えていただきたい、と質問

寺嶋学務課長

大久保東小学校の学区から、実籾小学校に通学している児童数で考えると、18名である、と回答

小熊教育長

実籾小学校が選択可能な調整区域は、屋敷小学校区ではないのか、と質問

寺嶋学務課長

屋敷小学校から実籾小学校に通学している児童はいない状況である、と回答

小熊教育長

教育委員会としての課題だが、実籾小学校と隣接の東習志野小学校、大久保小学校、屋敷小学校との児童数等を考えた時に、施策をさらに考えてバランスを良くしていかなければならないと捉えているので、継続して研究していく必要がある、発言

馬場委員

屋敷小学校区と実籾小学校区が重なっている調整区域が、将来的に実籾小学校区になる可能性はあるのか、と質問

寺嶋学務課長

現在は、保護者に児童の実態に応じて判断していただくことも大切と考えている。また、屋敷小学校も今後どのような状況になるかわからないが、1つの考え方として検討していきたい、と回答

馬場委員

屋敷小学校区と大久保小学校区が重なっている場所もあるようだが、そもそもなぜ、調整区域

があるのか、と質問

寺嶋学務課長

学校のできた順番等、地区によってそれぞれ理由があると思うが、結論としてはどちらにも通学できる距離ということである、と回答

馬場委員

将来的には調整区域ではなくなる可能性もあるという理解で良いか、と質問

寺嶋学務課長

学区に関しては、通学区域審議会への諮問や様々な検討を行う必要があるが、可能性がないわけではないので、その可能性も含めて検討をしていきたい、と回答

小熊教育長

資料3ページ目の通学区域の地図は正確性が欠けているのではないか。大久保東小学校や屋敷小学校の学区がどこまでなのかがわかりにくいので、修正したものをいただきたいがいかがか、と質問

寺嶋学務課長

分かりやすく修正し、改めて配付させていただく、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は終了した。

報告事項(6) 令和7年度習志野市立習志野高等学校入学者選抜におけるインターネット出願について (学務課)

寺嶋学務課長

報告事項(6)「令和7年度習志野市立習志野高等学校入学者選抜におけるインターネット出願について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。令和7年度千葉県高等学校入学者選抜からインターネット出願を実施する。これまでの経緯としては、令和5年度の入学者選抜では、ちば電子申請サービスにより、県立中学校2校、県立高等学校2校で実施した。令和6年度の入学者選抜では、県立中学校2校、県立高等学校12校、市立高等学校3校で実施した。令和7年度の入学者選抜では、県立中学校2校及び全ての県立・市立高等学校で実施の予定である。令和7年度入試における出願方法の流れとしては、初めに、志願する高等学校のWebページから、志願者情報を登録する。この時にメールアドレス、顔写真データ、その他必要事項を登録することがある。次に、自己申告書等の必要書類を中学校へ提出する。次に、入学検査料を出願登録サイトのマイページから、コンビニ決済やクレジットカード決済、銀行ATM等により納付する。次に、中学校が高等学校へ調査書等を郵送する。なお、入学願書は郵送しない。高等学校から準備完了メールが届いた後、出願登録サイトのマイページから、受検票と受理証を印刷し、受検という流れになっている。なお、これまでの出願方法との比較については、(4)出願方法の比較を御覧いただきたい。

資料2ページ目を御覧いただきたい。今後の日程については9月に志願者・保護者向けに、千葉県教育委員会Webページにインターネット出願について掲載される。その後、12月を目途に、出願サイトURL及び志願者マニュアル等を各高等学校Webページに掲載予定となっている。な

お、習志野高等学校においては、このインターネット出願の導入にあたり、約140万円の予算を予定している。また、(7)その他には参考として、実際の志願者情報の登録画面を載せさせていただいた、と概要を説明

小熊教育長

システムについて、県立学校と市立学校の違いはあるのか、と質問

寺嶋学務課長

同じシステムを使用して出願する、と回答

小熊教育長

パソコン上で出願することだが、このパソコンというのは何を指すのか説明していただきたい、と質問

寺嶋学務課長

基本的には自宅のパソコンから出願をしていただくが、状況によっては、学校の補助が必要になると思われる、と回答

小熊教育長

自宅のパソコンで入力ができない場合は、どこで出願をすれば良いのか説明していただきたい、と質問

寺嶋学務課長

学校で担任が補助をしながら一緒に入力することとなる、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(6)は終了した。

報告事項(7) 生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について（社会教育課）

芹澤生涯学習部次長

報告事項(7)「生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について」、説明する。

生涯学習部所管施設の指定管理者について、令和5年度における管理運営状況を評価したので、その結果を報告する。

スライド番号2を御覧いただきたい。評価を実施した生涯学習施設は5つである。2の新習志野公民館と3の実花、袖ヶ浦、谷津公民館は、指定管理期間が異なるため、評価シートは別になっているが、同じ事業者が運営しているので、事業者の数は4事業者となる。また、4の公益財団法人習志野市スポーツ振興協会は、本年4月より、公益財団法人習志野文化ホールを合併し、公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団として事業を進めている。習志野文化ホールについては、施設の老朽化及び周辺一帯の市街地再開発に伴い、令和4年度末をもって長期休館中となっている。

スライド番号3を御覧いただきたい。指定管理者のモニタリングは、「習志野市公の施設における指定管理者制度の実施に関する指針」に基づき実施している。モニタリングとは、指定管理者と締結した協定書、仕様書、指定管理者から提出された事業計画書などに基づき、適正かつ確実なサービスが提供されているかどうかを見ていくものである。市が行うモニタリングは4つである。

1つ目は、定期の業務遂行確認である。現地で業務遂行状況の確認を行うとともに、指定管理者から関係書類の提出を求め、その内容を確認する。2つ目は、事業決算の確認である。指定管理者から提出された事業報告書に基づき、施設の管理、住民利用、経理の状況について確認をする。3つ目は、管理業務の評価、指導である。定期の業務遂行確認及び事業決算の確認等の結果に基づき、市は指定管理者のサービス水準が維持されているかどうかを評価し、その結果をフィードバックする。4つ目は、随時の業務遂行確認、評価、指示である。施設を運営している中で、業務改善の必要があった場合、その都度、業務遂行を確認、評価、指示をする。以上のような4つのプロセスをとっている。

スライド番号4を御覧いただきたい。モニタリングにおける4つの評価段階については図のとおりである。なお、要求水準とは、仕様書に基づくものである。A+評価は、仕様書に基づく要求水準を上回るもので、多くの優れた取り組みが行われたものである。A評価については、要求水準と同等で協定どおりに運営されているものである。B評価は要求水準だが、一部課題があるものである。C評価は、要求水準に至らないもので、課題を多数抱えているものである。

スライド番号5を御覧いただきたい。総合評価結果と、各評価区分の内訳をまとめたものである。各施設は、協定書、仕様書、事業計画書に基づく運営管理の水準を達成し、適正かつ安定的に管理運営が行われていたことから、総合評価としては、市が求める要求水準と同等の評価とした。なお、図書館の評価については、B評価が1つある。これは評価項目の管理運営経費の縮減という項で、収支がプラスになっているかという評価観点において、本市の指定管理業務に係る収支が当初の予算額を超過し、マイナス収支となったため、一部課題があるとして、B評価としたものである。予算額を超過した理由だが、主に指定管理者の経理処理の変更によるものである。現在の図書館の指定管理者は、令和3年度に現事業者から指定管理料も含めた事業提案を受け、受託者として選定しているが、受託後に、指定管理者の経理処理のルールが変更され、本市の指定管理業務に関する指定管理者の本社の管理費が増加をした。その増加要因は、指定管理料に係る消費税額の取り扱いである。これまで本社で負担していたものが、ルールの変更により、指定管理業務の支出として計上することになったというものである。なお、指定管理を受託している法人全体の事業報告、財務諸表を確認したところ、経常利益は前期に対し増収増益であり、財務状況も安定性や収益性において優れており、法人全体の経営状況は良好であることから、引き続き本市図書館の管理運営を問題なく継続的に運営できることを確認している。なお、評価項目については、指定管理者と締結した協定書、仕様書、指定管理者から提出された事業計画書などに基づき、各施設に応じて定めているため、それぞれの施設の評価項目の内容、数は異なるので、ご了承いただきたい。

スライド番号6を御覧いただきたい。総合所見として、いずれの施設においても適正にサービスが提供され、安定的に管理運営がなされていた。特に積極的だった取り組みとしては、2の(1)当該施設や事業等に関する効果的な広報・啓発、(2)地域との交流、連携に関する取り組みを通じた地域交流の支援の2点である。なお、プラッツ習志野においては、令和4年度に車いすの利用者への窓口対応や、利用者からの救急搬送依頼等において不備があり、令和5年度に実施した令和4年度のモニタリング評価ではB評価となった。このことから、令和5年度は、当該施設への指導監督を強化し、当該施設も積極的に研修等の充実を図り、改善が見られた。

資料1ページ目を御覧いただきたい。各施設の運用状況について、優れていた点、問題や課題なども含め説明する。中央図書館を除く習志野市立図書館3館については、株式会社図書館流通センターが運営している。特記事項を御覧いただきたい。各館において、情報提供の充実強化に取り組み、SNSを活用し、投稿件数、閲覧数、「いいね」の数やフォロワーなどの件数を増やし、利用者の関心を引くような投稿を通じて、資料の利用や講座の参加に効果を上げた。また、令和5年の冬に長期間の空調機の故障という緊急事態が発生したが、つつがなく運営を継続したこと、図書館の専門会社として、専門性を高める研修を積極的に受講させていること、利用者の関心を

高める自主事業を実施したことなどが優れていた。一方、近年においては、新規登録人数、貸出人数、貸出数の減少が課題となっており、施設の利用を促す積極的な情報発信、魅力的な自主事業の企画を通じて、多くの市民にご利用いただける環境づくりに注力していく必要がある。

お手元の資料にないため、投影しているパワーポイントを御覧いただきたい。各館の取り組みを紹介する。初めに、新習志野図書館で開催した事業である。10月に秋津まつりでの出張移動図書館、おはなし会、利用登録会の開催風景である。12月は図書館で屋内用プラネタリウムを使った星空散歩などを開催した。次に、東習志野図書館である。4月に親子で楽しむお話会、8月には平和を担う次世代の語り部による講話＆ライアー演奏会などを開催した。次に、谷津図書館である。8月に谷津干潟自然観察センターとの連携事業として、谷津干潟の生き物観察会、1月にならしの新春落語などを開催した。

資料3ページ目を御覧いただきたい。新習志野公民館については、株式会社オーエンスが運営している。特記事項を御覧いただきたい。利用者から、窓口などの受付業務に関する評価が高いこと、公民館講座の充実に努めるとともに、近隣の社会福祉協議会や花の実園、各中学校との連携を図り、地域に根付いた運営に注力していることなどが優れていた。また、広報誌、PR誌などを通じたPRの他、館報の発行については、仕様書に定められている回数より多く発行し、公民館事業の幅広い周知に努めていることから、総合評価Aとした。

資料5ページ目を御覧いただきたい。実花、袖ヶ浦、谷津公民館の3館についても、株式会社オーエンスが運営している。なお、先ほど説明した新習志野公民館とほぼ同様なので、説明は割愛する。

投影しているパワーポイントを御覧いただきたい。これら4館の公民館の取り組みを紹介する。初めに、新習志野公民館で開催した市民文化祭の様子である。令和5年10月15日から17日の3日間にわたり開催した市民文化祭の様子で、延べ1,350人が来館した。

次に、谷津公民館で開催した活動風景である。1つ目は、令和5年10月20日から22日の3日間にわたり開催した市民文化祭の様子で、延べ1,597人が来館した。2つ目は、子育て中の親を対象に、行事食や旬の食事の意味や効能を知り、料理や菓子をつくる、ゆうゆうクッキングを開催した。

次に、袖ヶ浦公民館で開催した事業である。1つ目は、生涯学習のきっかけづくりを行う「大人の教養講座」として、寿学級と共催で開催した講座の風景である。2つ目は、習志野市議会を探索し、議会に興味関心を持ち、主権者意識の醸成をねらいとして実施した子ども講座の風景である。

次に、実花公民館の様子である。1つ目は、町会が中心となり、実花公民館は後援という立場で参加した、みはなサマーコンサートの風景で、750人の参加があった。2つ目は、令和5年10月27日から29日の3日間にわたり開催した市民文化祭の様子で、延べ1,383人が来館した。

資料7ページ目を御覧いただきたい。スポーツ9施設については、公益財団法人習志野市スポーツ振興協会が運営している。特記事項を御覧いただきたい。本施設は施設の安全安心な運営、点検チェックなど、快適な施設に注力し取り組んでいる他、施設の効用を活かし、災害発生時の地域との連携協力を図る観点から、消防団協力事業所として登録するなどの取り組みを行った。また、施設の修繕等では職員が迅速に対応し、コスト削減を図るなど、経費削減に努めた。さらに、スポーツプログラマーや保健体育の免許取得者による初心者指導、アンケート結果等を踏まえ、幅広い方が参加できるような自主事業の企画を行った。施設管理、安全対策、サービス向上等において、良好な運営が行われていることから、総合評価Aとしている。

投影しているパワーポイントを御覧いただきたい。スポーツ9施設の取り組みの様子である。1つ目は、秋津サッカー場で開催されたスポーツファミリーイベントの様子である。2つ目は、東部体育館で開催したスポーツクライミング利用者カード取得講習会の様子である。

資料9ページ目を御覧いただきたい。習志野市生涯学習複合施設プラッツ習志野については、

習志野大久保未来プロジェクト株式会社が運営している。特記事項を御覧いただきたい。多くの自主事業やフューチャーセンターでの活動において、指定管理者の発案により、意欲的に実施し、にぎわいの創出、市民同士の交流に繋がった。一方で、昨年度には、車いすの利用者が入館しようとした際の窓口対応で混乱をきたしたり、利用者からの救急通報要請に対し、窓口において利用者や団体自身が呼ぶように対応したことで、苦情に発展した。これを受けて、令和5年度は緊急時の対応マニュアルの整備、緊急事態への対応用携帯電話の配置並びに利用者満足度を高める研修を計画的に実施し、職員による対応格差の是正に努めるなど、問題の解決を図ったところ、施設側の対応上の問題を指摘する声は減少し、改善が図られたことから、総合評価Aとしている。

投影しているパワーポイントを御覧いただきたい。プラッツ習志野の取り組みについてである。1つ目は、フリーマーケットの様子である。2つ目は、はじめるはじまる展の様子である。フューチャーセンターを舞台にした、クリエイターズクラブメンバーの活動を展示・紹介するイベントなどを実施した。

なお、これらの内容については、本年8月22日に開催された、社会教育委員会議にも報告させていただいている。社会教育委員からは、図書館の貸出数の減少が課題になっていることの背景について質問があった。これについては、特に令和3年度は、コロナ禍で行動制限があったことから、外出機会が乏しかったということもあり、図書館資料の貸し出しがピークであったが、以後は行動制限が徐々に緩和されたことで、図書館以外への外出機会が増え、徐々に貸し出し数が減ってしまったということもある。引き続き、あらゆる機会を通じて、図書館機能のPRに取り組むという説明をさせていただいた。全体として、いずれの指定管理者も、良好な市民サービスが提供されており、創意工夫された運営が行われているという認識を得られたところである。これらのモニタリング評価の結果については、本年7月末に指定管理者に通知するとともに、市ホームページで公表したところである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(7)は終了した。

議案第25号 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について (教育総務課)

伊坂学校教育部主幹

議案第25号「令和6年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」、説明する。こちらについては、7月の定例会にて案を提出し、御協議いただいたものである。今回は、その協議の中で御指摘いただいたことを踏まえ、加筆、修正をし、議案として提出するものである。報告書では、加筆、修正した箇所がわかるように赤字で示している。主な加筆、修正点について説明する。

報告書51ページ目を御覧いただきたい。施策33については、7月の定例会にて御協議いただいた際は評価ができておらず、8月に確定としていた。今回、令和5年度の実績値が出たため、報告書に加筆している。

報告書8ページ目を御覧いただきたい。点検評価表の見方についてだが、7月の定例会にて御協議いただいた際に、令和5年度に設定した新たな成果指標が、今までの成果指標を変更したものなのか、または新たに付け加えたものなのか分かりづらいという御指摘をいただいた。このことを踏まえ、目標上段の成果指標の欄には、これまでの成果指標の中で、変更するものについては、「変更」と追記し、下段の新たな成果指標の欄には、変更する成果指標に代わって策定した成果指標に「新規」と加筆した。

報告書9ページ目を御覧いただきたい。これまでの成果指標を変更した施策である。成果指標

は2つあるが、1つ目の「各幼稚園・こども園での研究保育の回数」については、変更となり、代わりに「各幼稚園・こども園での意図的・計画的な集団教育の確保についての保護者評価」が今年度以降の新たな成果指標となった。

報告書17ページ目を御覧いただきたい。これまでの成果指標は継続し、新たに成果指標を加えた施策である。施策8は、これまでの成果指標の2つはそのままとし、新たに「校内適応指導教室(校内教育支援センター)の全校設置」を加筆した。

報告書16ページ目を御覧いただきたい。これまでの成果指標は変わらないが、令和7年度までの目標値を変更した施策である。目標下段の目標値の欄に、「目標値を変更」と加筆した、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第25号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第26号 令和7年度習志野市立幼稚園園児募集要項について

(学務課)

志摩学校教育部主幹

議案第26号「令和7年度習志野市立幼稚園園児募集要項について」、説明する。本議案は、習志野市立幼稚園管理規則の規定に基づき、令和7年度習志野市立幼稚園の園児募集要項を定めようとするものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。1、募集人員であるが、詳細については、資料5ページ目の別表1を御覧いただきたい。募集人員は、習志野市立幼稚園管理規則第17条に基づいて募集するものであり、5歳児については、令和6年7月31日現在の4歳児の園児数より募集人員を算出している。変更点を2点説明する。1点目は、大久保東幼稚園が、令和6年度末に、大久保こども園に統合の上、廃止となる予定であることから削除した。2点目は、令和7年4月より、藤崎幼稚園が(仮称)藤崎こども園へと移行予定であるため、新たにこども園の募集として加えている。参考であるが、(仮称)藤崎こども園については、3歳児の短時間児は20人。4歳児、5歳児の短時間児は、それぞれ30人を利用定員とする。なお、4歳児、5歳児については、短時間児枠の30人を超えた場合、60人まで弾力的に対応する予定としている。また、津田沼幼稚園、屋敷幼稚園については、令和6年度の園児数が4歳児、5歳児ともに、10人以下となったことから、同一中学校区のこども園との統合を視野に、今後のあり方について、在園児保護者との協議を開始する旨を第5回定例会にて報告させていただいたところである。保護者との協議については、5月末に両幼稚園において保護者説明会を開催し、検討、協議を開始する旨を説明し、現在は、PTA代表との意見交換を継続的に行っているところだが、令和7年度の園児募集については通常通り実施する。3、応募できる幼稚園等については、資料6ページ目の別表2を御覧いただきたい。令和7年4月に、第五中学校区に(仮称)藤崎こども園が開園することにより、全ての中学校区に市立こども園が整備されることから、3つの園区において募集することとする。その他、昨年度の園児募集要項と日程等以外は大きな変更はない、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第26号は全員賛成で原案どおり可決された。

その他「報告事項(5) 実籾小学校の小規模特認校の認定について」の保留答弁(学務課)

小熊教育長

先程保留となっていた質疑について回答は可能か、と質問

寺嶋学務課長

黄色い枠線の中については調整区域という名称である。また、通学区域の地図については、準備ができ次第配布させていただく、と回答

小熊教育長

準備でき次第というのはいつになるのか、と質問

寺嶋学務課長

9月の中旬には配付させていただく、と回答

小熊教育長

今回の定例会の報告事項は、今回の定例会の中で回答すべきである。月に1回の貴重な会議なので、事務局としてもしっかりと対応をしていただきたい、と要望

＜報告事項(1)ないし(3)並びに議案第27号については非公開。
ただし、報告事項(1)ないし(3)については令和6年8月28日をもって
市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

報告事項(1) 臨時代理の報告について(工事請負契約の変更について) (教育総務課)

早川教育総務課長

報告事項(1)「臨時代理の報告について(工事請負契約の変更について)」、説明する。第二中学校校舎改築他工事及び第一中学校長寿命化改修工事の工事請負契約の変更を市長に申し入れることについて、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により、臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。今回は4件の工事請負契約の変更である。いずれも国土交通省が令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価を決定し、公表したことに伴う、賃金や物価等の急激な変動に対処するための措置、いわゆるインフレスライド条項に基づく契約金額の変更である。金額については、資料記載のとおりだが、税込みの額を説明する。1件目は、第二中学校校舎改築他工事(建築工事)であり、松井建設株式会社東関東営業所との契約金額を195万8,000円増の、23億1,166万6,500円にしようとするものである。2件目は、第二中学校校舎改築他工事(電気設備工事)であり、株式会社ナラデンとの契約金額を922万1,300円増の、2億9,472万5,200円にしようとするものである。以上2件については、令和5年習志野市議会第3回定例会において、インフレスライド条項に基づく契約金額の変更について議決されており、今回は2回目の変更となる。3件目は、第一中学校長寿命化改修工事(電気設備工事)であり、大崎電設株式会社との契約金額を804万4,300円増の、2億7,480万7,500円にしようとするものである。4件目は、第一中学校長寿命化改修工事(機械設備工事)であり、株式会社サクラ設備との契約金額を1,150万3,800円増の、3億5,788万2,800円にしようとするものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(2) 臨時代理の報告について(令和6年度教育費予算案(3号・4号補正)について)
(教育総務課)

早川教育総務課長

報告事項(2)「臨時代理の報告について(令和6年度教育費予算案(3号・4号補正)について)」、説明する。本件は、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により、令和6年度教育費予算の補正を行うにあたり臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。3号・4号補正についてである。このうち、(1)、(2)が3号補正である。内容としては、(1)の事業概要等欄に記載のとおりである。現在、大久保小学校校舎の全面改築工事を行っているが、そのうち、今年度契約予定であった、屋内運動場改築他工事(建築工事)について、入札不調が発生した。このことを踏まえ、直近の建設動向を勘案し、工期及び設計金額の見直しを行う必要が生じたため、継続費の総額を増額するとともに、年割額を変更するものである。(2)に継続費の内容を記載している。令和4年度から令和8年度まで5か年にわたる全面改築工事であるが、補正前の額から補正後の額に変更するというものである。(3)繰越明許費は、4号補正である。こちらについては、習志野高校のマイクロバスの購入について、令和6年度内の納車が見込めないことから、繰越明許を設定したものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

報告事項(3) 令和6年度教育費予算案(9月補正)について
(教育総務課)

早川教育総務課長

報告事項(3)「令和6年度教育費予算案(9月補正)について」、説明する。過日、市長に申し入れを行った、令和6年度教育費予算案(9月補正)について、資料のとおり結果を報告するものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。鷺沼小学校建設事業については、(1)の事業概要等欄に記載のあるとおり、用地取得費等の財源として、国の予算による補助金を活用するにあたり、「都市再生整備計画」を策定する必要があることから、策定に係る委託費について、増額補正をするものである。事業費として795万3,000円を申し入れたが、市長部局と協議の結果、447万4,000円を補正額とした。こちらは予算が削減されたのではなく、(2)の補正前の金額に記載のあるとおり、795万3,000円を繰越明許費として申し入れをしていたが、協議の結果、継続費として、令和6年度、令和7年度にそれぞれ事業費を設定した。総額に変更はないが、予算計上の手法が変更になったものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

議案第27号 習志野市文化財審議会委員の委嘱について
(社会教育課)

小平生涯学習部主幹

議案第27号「習志野市文化財審議会委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第27号は原案どおり可決された。

小熊教育長

令和6年習志野市教育委員会第8回定例会の閉会を宣言